

2020年1月23日

消費者庁消費者政策課御中

## 「第4期消費者基本計画」(案)に関する意見

東京都生活協同組合連合会

日頃の消費者行政の推進や消費生活の向上に係る業務にご尽力されていることに敬意を表します。今回提示されました「第4期消費者基本計画(案)」に関しまして以下に意見を申し述べます。

### 1. 「消費者基本計画」は消費者の安全・安心のために必要な施策が網羅されているべきものであり、消費者行政や消費者庁の現状の体制・力量に制約されず、求められている施策を記述してください。(全体)

「消費者基本計画」は、消費者政策推進の基盤となる大変重要な計画です。今回の「第4期消費者基本計画(案)」では、「着実な法整備」「すき間事案への対応」「地方消費者行政や適格消費者団体への財政支援」などについて、不十分な記述となっています。これらの課題への対応こそ、「消費者行政の司令塔」として消費者庁に期待されるものです。

「消費者基本計画」は政府全体の消費者政策に関する計画であり、その推進において、消費者庁所管案件はもちろん、他省庁所管案件にも消費者視点で調整機能を発揮するのが消費者行政の司令塔として消費者庁に期待される役割であるという視点は欠けてはならないものだと考えます。

計画全般を通じて、消費者庁の現状の体制・力量を前提とするのではなく、消費生活の安全・安心のために消費者庁の機能を高め、必要な施策が網羅された内容の「消費者基本計画」としてごさい。

### 2. 消費者行政のあり方を変えた歴史的な出来事である下記の項目についてこれまでの経緯に加筆してください。(第1章1. 2.)

第1章では消費者政策・消費者行政の歴史を振り返っていますが、食品安全委員会の設置(2003年)、消費者契約法改正による消費者団体訴訟制度の創設(2006年)、消費者安全調査委員会の設置(2012年)は、消費者行政のあり方を変えた歴史的出来事であり、加筆してください。

### 3. 消費者被害の防止に関して、「厳格な法執行」に加え、「着実な法整備」の記述を加筆してください。(第3章2(1)①)

昨年8月に意見募集が行われた「第4期消費者基本計画の構成(案)」には、「政策推進の基本的な方向」の中に「着実な法整備と執行力の強化」が位置づけられていましたが、今回の案では「着実な法整備」の記述が抜けています。消費者契約法や消費者裁判手続特例法など、法律の見直し期限が来ている課題もあります。また、この間の預託商法被害の続発をふまえて預託法改正が検討さ

れるべきです。特定商取引法についても、通信販売の定期購入をめぐる被害の多発に対応した法改正（民事効の付与）や、被害実態をふまえた適用除外分野の見直しなども必要と考えます。このように法整備に係る課題は多く、「着実な法整備」の記述を加筆してください。

あわせて、今回の案の第3章や第5章では、「消費者被害の防止」の記述はありますが、「救済」の観点が不足しており、消費者被害にあった際の救済制度の充実について追記を検討してください。

#### **4. 消費者行政をより充実させるために、必要な財源の確保と充実について加筆してください。**

##### **（第4章（3））**

消費者行政をより充実したものにするためには、国や地方公共団体が一体となって取り組みを強化する必要があります。現状の「地方消費者行政強化交付金」の利用実態は自主財源確保の困難さから厳しい状況にあります。地方公共団体の自主財源確保の支援だけでなく、「地方消費者行政強化交付金」の制度の見直しを行い、より使いやすい交付金制度の策定などを含めた財政支援の充実について加筆してください。

#### **5. いわゆる「すき間事案」に消費者庁が積極的に対応する旨の記述を加筆してください。**

##### **（第4章（4））**

消費者庁「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」報告書では、「取引の多様化・複雑化等への迅速・的確な対応」の項で、「どの省庁等の所掌にも属さない事業・サービスに対しての積極的対応」があげられていました。

これに対し、今回の案ではすき間事案への対応について、「事業者・事業者団体の自主規制に消費者行政の視点を反映する取組を進める」という記述にとどまっています。消費者庁が「消費者行政の司令塔」として、消費者安全法を活用して積極的に対応する旨も加筆してください。

#### **6. 「行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠匿・散逸防止策の具体化」を加筆してください。（第5章1（2）①）**

継続して事業を営む意思なく消費者と契約し金銭を詐取する類の被害が引き続き多発しています。このような事案の多くは、相手方の資産が押さえられないため民事的手続きでの被害回復が困難です。実効的な被害回復を図るには、行政による事業者の財産保全制度が重要です。消費者庁では「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」（平成23年10月～平成25年6月）で、行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠匿・散逸防止策についての検討も行われており、この具体化が必要です。このことについて加筆してください。

#### **7. 「販売預託商法に対する規制強化のための法改正」を課題として明示してください。**

##### **（第5章1（2）①）**

安愚楽牧場事件やジャパンライフ事件など、悪質な「販売預託商法」による被害が続いています。現行法による規制及び事後的民事的方法では、被害の拡大防止や回復が著しく困難です。「いわゆ

る『販売預託商法』に関する消費者問題についての消費者委員会意見」（令和元年8月30日消費者委員会）でも提起されている通り、禁止行為の法定と民事効の付与、元本保証の禁止及び犯罪収益の没収、並びに参入規制導入の検討など、課題として法整備について明示してください。

#### **8. 「適格消費者団体への財政支援」を加筆してください。（第5章1（4））**

今回の案では適格消費者団体への財政支援に関する記述としては、「団体を支援する民間基金の周知・広報」のみですが、適格消費者団体の公益的活動に対する国の財政支援の必要性については、消費者庁及び消費者委員会設置法の附則・附帯決議や、改正消費者契約法等の附帯決議にも位置付けられており、この具体化が必要です。また、地方公共団体による支援についても重要です。適格消費者団体の財政問題はきわめて深刻であり、適格消費者団体への財政支援について加筆してください。

#### **9. 「消費者団体の活性化・機能強化」について、より具体的に加筆してください。**

##### **（第5章5（1））**

「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」報告書では、「消費者団体の活性化・機能強化」として、「今後は消費者団体の活性化と機能強化の両方を実現するために関係者が連携して対策を講ずる必要がある」、「時代の状況に対応した消費者団体の活性化については、消費者団体と行政、事業者が連携して政策的に検討する場が必要である」と記述されており、この具体化に期待します。このことについても今回の案に加筆してください。

以上